

ケアプラン相談センター弥生王寿園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人王寿會が開設するケアプラン相談センター弥生王寿園（以下「センター」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護支援専門員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援要状態）にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの介護支援専門員は、要介護者、（介護予防にあっては要支援者）の心身の特性を踏まえその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況や、その環境に応じて利用者の意志を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 事項の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることが無いように公正中立に行う。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、その他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプラン相談センター弥生王寿園
- (2) 所在地 愛知県豊橋市弥生町字東豊和2-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、センターの従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日及び第二、第四土曜日（12月31日から1月3日までを除く）
但し、重要事項説明書の内容に準じて営業日の変更することがある。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- (3) 上記時間以外の、夜間・土・日・祝日・12月31日から1月3日についての緊急時対応は、電話連絡のみの対応となる。

(居宅介護支援事業の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援計画と、提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場所 | 第3条に規定する事業所内及び利用者宅 |
| (2) 使用する課題分析票の種類 | 居宅サービス計画ガイドライン |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内等 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回 |
| (5) モニタリングの結果記録 | 1ヶ月に1回 |

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、豊橋市全域

(記録の整備)

第8条 センターは利用者に対する介護支援サービスの提供に関して作成した記録、書類を完了日より5年間保存する。

(苦情処理)

第9条 センターは提供した居宅支援に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 センターは居宅支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに市および利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、管理者に連絡します。

天災やその他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(衛生管理及び職員等の健康管理)

第11条 センターは居宅介護支援を提供するに当たり、清潔保持や衛生管理に十分留意するものとする。事業者及び管理者はセンター職員等に対し感染症等に関する基本的知識の習得に努めることとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(業務継続の策定)

第12条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(ハラスメント対策の強化)

第13条 センターは、適切な指定居宅介護支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(1) 職場におけるセクシャルハラスメントの防止

(2) 職場におけるパワーハラスメントの防止

(虐待防止に関する事項)

第14条 センターは、虐待の発生またはその再発を防止するため、各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 センターは感染症が発生し、又はまん延しないように、各号に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防のおよびまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 センターは、介護支援専門員等の質的向上を図る為、研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、居宅介護支援を実施する際、身分を証する書類を携行することとする。

3 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、その業務上、知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人王寿會とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成14年9月1日から施行する。

附則 この規程は平成15年9月1日から施行する。

附則 この規程は平成16年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成19年5月1日から施行する。

附則 この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成21年3月1日から施行する。

附則 この規程は平成24年3月1日から施行する。

附則 この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成27年8月1日から施行する。

附則 この規程は平成28年1月1日から施行する。

附則 この規程は平成28年3月1日から施行する。

附則 この規程は平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成28年10月1日から施行する。

附則 この規程は平成29年5月1日から施行する。

附則 この規程は平成30年1月1日から施行する。

附則 この規程は平成30年3月1日から施行する。

附則 この規程は平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成30年6月1日から施行する。

附則 この規程は平成30年7月1日から施行する。

附則 この規程は平成31年2月1日から施行する。

附則 この規程は平成31年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和1年10月1日から施行する。

附則 この規程は令和2年1月1日から施行する。

附則 この規程は令和2年3月16日から施行する。

附則 この規程は令和2年5月1日から施行する。

附則 この規程は令和3年7月1日から施行する。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和5年6月1日から施行する。

附則 この規程は令和6年4月1日から施行する。